

項目	現行	改訂
<p>第2編 総論 第2章 技術基準対象施設の建設、改良又は維持 1 技術基準対象施設の設計 P.78</p>		<p>1. 2 設計における維持への配慮</p> <p>(1) 技術基準対象施設の設計にあたっては、当該施設の設置目的や重要度、設計供用期間、要求性能、自然環境条件や利用条件等の当該施設を取り巻く諸条件、施設の構造形式や構成部材の構造特性、使用材料の種類や特性、点検診断及び維持工事等の難易度、ライフサイクルコスト等を踏まえて、維持管理の基本的な考え方として、維持管理レベルを適切に定めるものとする。また、設定した維持管理レベルを合理的に実現できるように設計がなされていること、並びに、設定した維持管理レベルに対応した点検診断や維持工事等を円滑に実施できるように当該施設の設計時より適切な配慮がなされていることが必要である。</p> <p>(2) 維持管理レベルの設定については、3.2 維持管理計画を参照のこと。</p> <p>(3) 文献 1)および文献 2)には、設計における維持への配慮の方法の試案が示されており、維持管理レベルの付与の方法について参考にすることができる。また、文献 3)の維持管理の省力化に配慮した構造形式・構造細目についても、参考にとよい。</p> <p>[参考文献]</p> <p>1) 岩波光保，加藤絵万，川端雄一郎：維持管理を考慮した栈橋の設計手法の提案，港湾空港技術研究所資料，No.1268，2013</p> <p>2) 川端雄一郎，加藤絵万，岩波光保：維持管理を考慮した防波堤ケーソン側壁の耐衝撃設計に関する検討，港湾空港技術研究所資料，No.1279，2013</p> <p>3) 港湾空港技術研究所：設計における施工及び維持への配慮に関する事例，http://www.pari.go.jp/unit/lcm/sekkeijirei.html</p>